

(資料翻訳) フランスにおける「現在の音楽」支援に関する報告書

Translation ; Rapport sur le soutien De l'Etat Aux musiques Actuelles
- lettre de mission, sommaire, Avant-propos, les politiques, Conclusion -

永島 茜

NAGASHIMA Akane

武庫川女子大学 学校教育センター年報

第2号 2017年

【翻訳】

(資料翻訳) フランスにおける「現在の音楽」支援に関する報告書

Translation ; Rapport sur le soutien De l'Etat Aux musiques Actuelles
- lettre de mission, sommaire, Avant-propos, les politiques, Conclusion-

永島 茜*

NAGASHIMA, Akane

キーワード：フランス音楽政策 文化政策 公的芸術文化支援 公的音楽支援

はじめに

フランスの公的な音楽支援は、クラシック音楽や現代の音楽作品などいわゆる「芸術音楽 (musique savante)」への支援に加え、ジャズ、ロック、レゲエ、大衆的歌曲¹、伝統音楽なども公的に関与し支援する対象となっている。これらを総称して「現在の音楽 (musiques Actuelles)」と呼ばれ、政策対象としての枠組みを示す表現である。本資料は、これら「現在の音楽」に対する公的支援を検討する上で、文化省が取りまとめた重要な報告書の一つである。報告がなされた 2006 年は、文化省内に「現在の音楽」高等評議会 (Conseil Supérieur Des Musiques Actuelles) が創設され、「現在の音楽」への公的関与が活発化した時期である。本翻訳資料のうち、A. 諮問文書、B. 目次、C. 序、D. 政策、E. 結論の部分を訳出した。訳出にあたって、個人名及び固有名詞は原語表記も列記し、必要に応じて註に解説を付した。

【参考資料】フランスにおける「現在の音楽」に関する主要政策の動き²

1959	文化省の設置
1962	文化省内に「音楽問題検討委員会」を設置
1966	文化省内に音楽部局を設置
1969	「音楽のための 10 年計画」の策定
1982	左派政権への政権交代
1982	第 1 回「音楽の祭り」の開催
1984	ドーム型コンサートホール「ル・ゼニット (Le Zénith)」の開館
1985	著作権隣接権に関する法整備
1986	国立ジャズオーケストラの創設
1986	「ロックおよびヴァリエティ音楽情報センター」等を引き継いだ「『現在の音楽』情報・資料センター」(IRMA) ³ の創設
1989	「ロック計画」の発表
1995	「シテ・ド・ラ・ミュージック」(Cité de la musique)の開館
1995	国民的会議「公共政策とアンプ音楽」の第 1 回開催
1998	国民的会議「公共政策とアンプ音楽」の第 2 回開催

* 応用音楽学科講師

1998	文化省内に「現在の音楽」検討委員会（CNMA）を設置
1998	「現在の音楽」検討委員会（CNMA）報告書発表
1998	「現在の音楽」地域拠点（SMAC） ⁴ の整備に関する通達
2002	「国立歌曲，ヴァリエティ音楽，ジャズセンター」（CNV）の創設
2004	文化省内に「現在の音楽」発展のための国民協議会（CNDMA）を設置
2006	フランスにおける「現在の音楽」支援に関する報告書発表
2006	文化省内に「現在の音楽」高等評議会を設置（～2011年9月）
2013	文化省内に「実演芸術の専門性に関する評議会」を設置

A. 諮問文書

文化省官房長

2005年6月9日

CC/131067

文化省監察官長ジャック・シャルピヨン（Jacques Charpillon）殿へ。

文化省は数年前から、「現在の音楽」に関するいくつかのアソシエーションや組織に対する支援を実施している。

これらの組織は、同分野の発展及び構造化の中核を担うもので、それぞれ使命は異なるが、同分野の専門化（職業化）と発展という同一の目的によって協力している。

10年以上が経過し、彼らの活動について取りまとめて頂きたい。これらから得られる結果は、教育、観客への情報提供、新しい才能の発見及び彼らへの活動支援といった異なった組織によって行われた活動である。

音楽は、我々の遺産の一部であり、これらの組織は同様に我々の歌の記憶（記録）に重きを置いている。よって同様に歌の記憶（記録）に対する活動についても報告に入れてほしい。

この報告書は、文化省が行うべき同分野に対する最適かつ合理的な支援についての目的、活動、方法を明確にするものである。この調査は、同分野における文化省の政策を最適化するための方法を判断されたすべての方策となるであろう。

本年10月末までに取りまとめされたい。

アンリ・ポール

Henri Paul

B. フランスにおける「現在の音楽」支援に関する報告書 目次

フランスにおける「現在の音楽」支援に関する報告書

2006年6月

文化省監察官 ミシェル・ベルト（Michel Berthod）， アニタ・ウェベル（Anita WeBer）

目次

序

I. 政策

1) 遅く、慎重で限定的な支援

初めの一步

基盤となる基準

新たな推進力

2) 現状：副次的な位置づけ，主要目的

副次的な位置づけ

わずかな方法

想像の赤字，正当性の赤字

作品の評価基準の不相当さ

主要な問題

芸術的問題

社会的問題

経済的問題

3) 新たな展望

国の支援は変わっていないが，如何なる増加もない

「現在の音楽」フォーラム (Foruma) における積極的な方策

II. 実行機関

1) 1 番の実行機関

特別な経済活動の組織の方法

列挙困難な機関

2) 「国立歌曲，ヴァリエティ音楽，ジャズセンター」(CNV)

使命

組織及び運営

3) 2 番の実行機関

専門団体連盟

助成機関

サービス提供機関：「現在の音楽」情報・資料センター (IRMA)

4) アル・ド・ラ・シャンソン (Le Hall De la Chanson)

III. 地域

1) 普及及び実践の場

支援対象：

ル・ゼニット (Le Zénith)

音楽祭

「現在の音楽」地域拠点 (SMAC)

「現在の音楽」地域拠点 (SMAC) について

特殊性

多様性

脆さ

提案

音楽祭について：支援対象の選択

地域「現在の音楽」拠点 (SMAC)：喫緊の課題

新たな支援の場の開拓

2) 地域政策

概要

現在の音楽に関する地域資源に関するセンター及びその連絡網

アーティストインレジデンス

提案

国、地方自治体、専門組織の戦略的な協力

基金による活動プログラム

DRAC（文化省地域出先機関）のより大きな関心

IV. 学習環境

1) 目的

2) 現状

自習の道のり

アソシアションによる教室

アーティストの専門的学習

専修課程における「現在の音楽」

3) 提案

地域において新たな学習環境を提供する事

校長の経歴を多様化する事

アソシアションによる教育と公的教育を接近させること

公立音楽学校とスタジオを接近させること

V. 市場

1) 概要

尊重すべき経済的重み

2) 提案

舞台、音盤、メディアの関係がよりよく調整されるために

・音楽産業とラジオ、テレビ

・音楽産業と舞台芸術

・舞台芸術とラジオ、テレビ

税収の拡大と再配分

音楽産業に対するより大きな支援提供

結論

付属資料：諮問文書

意見聴取或いは相談者一覧

参考報告書一覧，国，地方自治体による支援対象の場
地域「現在の音楽」拠点及び類似施設一覧

C. 序

「現在の音楽」と仰いましたか？

文化の専門用語は（無意識に，軽率に）構造化されているのであろうか。「現在の音楽」という表現には驚きが含まれる。なぜなら，「現代音楽」は除外されるのに対して，「伝統音楽」は含まれる様子だからである。例えば，「現在の音楽」の観衆に関する社会学などにみるように，「現在の音楽」という領域は，テクノ音楽，ハードロック，そしてラップや最も古典的なジャズ，また同様にラジオノスタルジー⁵で放送されるの「現在の音楽」をみれば，その多様性には殆ど驚かされない。

ということで，誰がこれらの音楽の現代性を根拠づけ，そしてこれらをまとめて公権力が特別に関与する領域であることの正当性は何なのだろうか。

「現在の音楽」という使い方は，これら「現在の音楽」の支援のために設置された様々な政府委員会や協議会によって確認されたものであり，寧ろ消極的に定義されている。実のところ，「現在」でもないし「古典（クラシック）」「古楽及びバロック（現在の時代において再び興味を沸かせるが）」，そして「現代音楽」でもないのであるが，「現在の」というのは共通の意味があり，それはここに挙げた音楽は「ポピュラー音楽」となるには，あまりにも書かれすぎているし，教養的過ぎるのである。

でもそれでは，ゲンズブール（Serge Gainsbourg）やルノー（Renaud Séchan）の音楽は書かれてはいないのであろうか。同様に「伝統音楽」は，これまで民族音楽学の関与なしに決して収集されたり書き留められたりすることはなかっただろうか。DJ たちは，音楽や技術に関する知識が求められないだろうか。ヴィヴァルディの四季はポピュラー音楽ではなく，ルチアーノ・パヴァロッティ（Luciano Pavarotti）は，クラシックオペラのアリアでスタジアムを満員にできる歌手ではないだろうか。ジャズにしても，幾つかの作品を除いては，CD 産業や音楽出版社，コンサート制作者に利益をもたらしてはならず，観客たちはポピュラー音楽と認められるほど大規模だろうか。キース・ジャレット（Keith Jarrett）が「フーガの技法」を録音するときは「クラシック音楽の演奏家」で，ケルンで即興演奏するときは「現在の音楽」の演奏家なのだろうか。

こうして「現在の音楽」における「現在」に疑問を投げかけてきたが，これは何よりも文化省や地方自治体がこの20年余り前から検討し，重要視する音楽ジャンルだからである。

ということで，「現在の音楽」という用語は，共通する意味を求めるには無理があり，官僚的な使い方がされていると言えるが，この報告書ではこれらについて検討を進めるのではない。本考察では，とりわけ「現在の音楽」が「教養音楽」とよばれる領域よりも科学的，芸術的に劣るというあまりに単純ないくつかの意見に刺激を与えることを目指している。しかし，長年公権力によって顧みられず，市場の原理に任せて放置されたがゆえに，これらの音楽がしばらくの間，行政に同様の扱いを受けることを正当化することで行政的に共通の歴史を得ることができ，長年，王政或いは共和国によって保護されてきた音楽と区別されるのである。

しかし，この報告結果は，互いに同じ価値をもつものと認められず，音楽の世界を分かつこの分離に終止符を打つことになりはしないだろうか。

本報告の依頼は、第一に国による生きた音楽に対する支援に対するものであるが、音楽に関する領域全体に置きなおすことを禁じてはいない。ということで、舞台での表現としての「現在の音楽」に対して約 20 年前から控えめな支援をしてきた文化省の施策を概観し、舞台音楽の現状を分析し、つぎに実行者、地域、教育について提案する形で検討を深める。最後に、生きた音楽全体の状況として音楽市場全体を見渡し、芸術的多様性を保護し、新しい才能の開花を促す観点をもって、異なったジャンル間で均衡を保てるような提案となるようにする。

本報告は、「現在の音楽」領域における職業、地位及び労働についての問題を扱うことが主要な目的ではないことを明確にしておくが、しかしながら本領域における主要な問題は、労働がほぼ有期雇用契約の上に成り立っていることである。これらは今日では、多くの報告書の主題となっており、実際に失業保険の交渉の場でも並行して討議が拡大している。

D. 政策—歴史と課題—

文化省とその地方出先機関は「現在の音楽」領域に対する行動を歴史的な速さで行い、この 20 年余りに数多くの局面があった。いくつかの場面では、努力によってこれらの音楽が文化省の政策対象に組み入れられることにつながったが、総合的にみると「現在の音楽」に対する施策は、地方自治体や地方都市の期待に沿っているとは言えない。

1) 文化省の行動は、「創造に対する支援」総体に比べて遅く、慎重で中途半端である。初期;1981年から、文化大臣ジャック・ラング(Jack Lang)⁶と音楽部門長モーリス・フルーレ(Maurice Fleuret)⁷の発意によって、国が初めてジャズに対する興味を示したのを端緒として、それは次に歌曲や世界の音楽へと進んだ。また同様に、主要なアマチュア連盟(ブラスバンド、吹奏楽、コーラス等)というような新たな分野に対する関与も開始された。事業企画に対する支援として、作品委嘱は、ジャズ、伝統音楽、世界の音楽の分野にも行われた。これは、第一の進展と言えるが、ロックや「アンプ音楽」と言われる、いわゆる「現在の音楽」を構成する音楽に対する政策については、ブリュノ・リオン(Bruno Lion)が文化省官房に着任し、ミシェル・シュネデル(Michel Schneider)⁸が音楽部門長となる1988年を待たねばならない。

創設された枠組み;この時期に創設された様々な枠組みについて一瞥する。

- ・「音楽のまつり」の創設;プロ/アマチュアを問わず、すべての形式の音楽が自発的な活動で楽しまれた。

- ・ラヴィレット公園における「ル・ゼニット」(ドーム型コンサートホール)の建設;同様の趣旨のコンサートホールを全国に建設する計画が策定された。

- ・小規模コンサートホールおよび音楽祭への支援枠組みの策定。

- ・関係任意団体の創設;これらの団体は、今日の「現在の音楽」を発展させるための政策においても主要な役割を担っており、たとえば「ジャズ・ヴァラエティ音楽基金」、「ヴァラエティ音楽スタジオ」、「ロック音楽センター」、「国立ジャズオーケストラ」、「ロック活動基金(FAIR⁹)」などが挙げられる。

- ・ジャズ及び伝統音楽教育における修了証及び適性証書の発行。

これらは、ロック音楽及びヴァラエティ音楽への支援が明確になった時期であり、このことは、これらの音楽表現を国が認知することの基盤となり、支援を象徴するものとして前進した。

また同時に、下記に挙げるいくつかの法制度や税制の基盤が整えられた。

- ・1985年の著作権隣接権（実演家及び録音物の制作者及びこれらの権利に関する管理運営団体の活動領域の拡大）（ラング法）
- ・1986年のヴァラエティ音楽基金及び作品の再分配を行うアソシアシオンの創設
- ・1987年のCDに対する付加価値税の軽減税率（レオタール法）
- ・1995年におけるラジオ放送におけるフランスの歌曲を40%使用するクォータ制の導入

また政策にこれらの領域を位置づけることへは、都市省、地方自治体、社会基金などが共同して行われた取組みである「カフェ＝ミュージック」の創設も特筆すべきである。これは、1995年になると「現在の音楽」地域拠点（SMAC）として発展的解消された。これは、地方自治体の協力の下、認知され、レーベル化され、助成を受けることが制度として明確に認知されていることであり、重要視することができる。

新たな動き

1997年より、トロトマン（Cathrine Trautmann）文化大臣が、この領域に新しい局面を与えた。それは、1998年に「委員会」を設置したことで、その委員長にはアレックス・デュティ（Alex Dutilh）が任命され、報告書が作成され、この報告書によって「現在の音楽」に対する政策は新たな時代を迎えた。これにより、当該領域に対して割り当てられる予算を2年で増加させることができ、1999年から2000年にかけて新予算の累積額は600万ユーロとなった。この増加は大変重要な価値を有するがそれでもまだ十分とは言えない。また同時に1998年8月の通達で新たな「現在の音楽」地域拠点（SMAC）の創設を示し、助成額は170拠点に対して、それまでの7,500ユーロから、35万ユーロへと増やされた。

このような動きがある一方で、この領域の構造化は少しずつ進められた。音楽ジャンルや専門別にいくつかの連盟（AFIJMA¹⁰、FEDUROCK¹¹、FNEIJMA¹²等）が創設され、地域網も組織された。

ル・ゼニット計画については、少しずつ実現された。

また同時に「CDに関する市場調査報告」についても、挙げねばなるまい。これは、トロトマン文化大臣とストロス＝カーン（Dominique Strauss-Kahn）財務大臣によって、文化省官房及び財務省官房に共同諮問されたものである。これによって、文化省は初めてCD市場に関心を寄せ、その総合的な課題解決を試みたのであった。

尤もこれに決定的な役割を果たしたのは、市町村であり、市町村は「現在の音楽」の観客規模であり、その豊かさや潜在的な能力に惹かれて支援を次第に拡大していったのである。大都市が当該領域への支援を拡大したのをはじめとして、市町村でも財政的支援を増やし、もはや市町村の参加は基本的な要素となっているのである。

2) 今日の状況

「現在の音楽」領域は、文化省内では未だ周辺的な位置づけにある。予算の少なさと偏見、そして正当性の問題、更には芸術作品としての評価についての疑問も常に付きまとっているのである。

A) 周辺的な位置づけがなされていることについて

- ・予算の少なさ

事実、「現在の音楽」に割り当てられている予算は少なく、2005年では1800万ユーロであり、こ

これは実演芸術に対する予算の2.7%でしかなく、また専門職員（監察官）の数も僅かである。中央政府では、この領域の発展は、「活動家」ともいえるような専門職員（監察官）にかかっているとはいえるが、40名のうち25名が音楽分野専門であるが、「現在の音楽」領域については僅かで数年前は3名であった。文化省地方出先機関（DRAC）においても色褪せており、たった一つのイルドフランス地域圏のDRACが当該領域の専門員を配置しているのみである。多くの地域圏や県において、「現在の音楽」領域は、場の管理や「文化的発展」などの部署に従属するか、音楽に関する専門員は配属されていないかのどちらかである。

・「現在の音楽」に対する偏見、先入観

「現在の音楽」に対しては、例えばロッカーは常に反逆の徒、ラッパーは今日でも危険人物というような不適切な印象や先入観を持たれており、その観客と言え集合住宅地区の若者、過去でいえば破壊者、現代で言えば車に火をつける輩とすぐに同一視されるという印象が付きまとっている。

様々なジャンルを「がらくた置き場」のように混ぜた呼称は、当該領域の印象向上に寄与しない。「現在の」という性質の表し方は、これらの音楽が、もっとも身近で一般的な文化を担い、知識、レパートリー、芸術的歴史の正当な土台となっている分野であるという評判を奪うことになる。ある名声のある音楽機関の上級管理職が「もし歌曲が音楽だったといえるのなら分かるが…（そんなはずはない）」と発言したのである。

つまり、市場と密接な関係にある当該分野には独自性がない。事実「現在の音楽」の世界は、社会的容認が形成される商業的成功に変質しているのである。商業的成功やメディアでの成功は、制度的に認知されるより以前にあるのである。これは、文化省の論理とはかけ離れており、「現在の音楽」の関係者（ミュージシャン、専門職など）たち自身もしばしば離れた感覚でいるのである。

・正当性に対する課題

更に分析を進めるなら、これらの音楽の価値の低下にのしかかるのは、文化省の考え方や機能が、深く「教養のある文化」に根差し、それがとても支配的であることである。はじめは、真に粹組みから外れたものとして受け止められたことを忘れてはならず、何人かの有識者は文化省が当初の目的を捨て、良識を捨てるような邪な文化政策への変革と見たのであった。

この言外の意味は、これらの音楽に対する考え方の位置づけを表しているとも説明できる。実際、「現在の音楽」への支援は、その芸術的生産物の価値に対して与えられたことは決してなく、若者への文化政策として行われているのである。

ということで、創造の領域において、公的関与の対象は制作したものの価値で評価されるべきであって、観衆によって決められるものではない。芸術性の高いものであっても、一部の観客しか集まらなければ、国が支援する正当性は得られないことになってしまうのである。ロック音楽が支援対象となったとき、その観客は「若者」と想定されていたが、これも実は単なる若者ではなく、いわゆる「課題を抱えた若者」に照準が合わせられていたのである。なかでもとりわけ郊外の若者については、その価値観や嗜好を受容し、彼らの活動とともに歩む姿勢を持たなければならないだろう。公的関与の社会的側面では、逆説的にもこれらの政策に対する不信感が増してしまうのである。文化省におけるヒエラルキー制度において、価値観のヒエラルキーは、社会的ヒエラルキーにまでも適用範囲が及ぶが、芸術的かどうか第一なのである。これらの音楽活動（まれにしか「作品」とは呼ばれない）は、何よりも先ず貧しい大衆の活動と認識され、文化省における中心的な位置づけとはならないのである。

・芸術作品の通常の評価基準に適合しないことについて

仮に国が文化遺産を保護し価値を与えることが正当なのであったら、「最高」のものを保護するよう努め、これは題材に「芸術的卓越性」があるかどうかであろうが、この概念は創造性の革新に殆ど寄与しないように思われる。

「現在の音楽」領域において、技術革新の速さや音楽の動向が評価を進展させている。「芸術的卓越性」という概念は、作品を硬直させ、その創造性の流れを見たり感じたりするためのものではない。文化省はどのように、明確に識別され、レパートリー化され、展示されるような作品に「卓越性」を見出し、「現在の音楽」に比べてどのように位置づけを決めることができるのであろうか。このことは、今日では通用するかもしれないが、明日には通用しなくなるだろう。歴史によって淘汰されたものはなく、動きが歴史を作るのである。実際、作品の通常の評価基準はここでは不適合だということが分かる。このことは、「現在の音楽」関係者が広く共有する感覚である。

芸術は、「現代の」と呼ばれ、「現在の」とは呼ばれないことは、同じような問題と対峙している。パフォーマンスや、1日限りの作品、デジタル作品、対話型作品なども新たな評価の仕方が求められる。しかしながら、比較はここで停止してしまっており、それも芸術的営為の枠組みを刷新するのは困難で機能しておらず、現代芸術に関しては、作品の概念を退かせており（これとは逆に適用領域は広がる）、また観客との関係づくりは異なってきている。もちろん大半は、多数へ向けられた作品ではあるが、現代芸術は大衆へ向けられたものではないのである。これとは対照的に「現在の音楽」は、非常に大規模な観衆へ向けられているが、その制作物は全く作品としては認められていないのである。

より全体的に見れば、「現在の音楽」は、文化省のこれまでの考え方や仕事に一石を投じているのである。安心させるような言質にもかかわらず、危なっかしさが「現在の音楽」に付きまとっているのである。醜い小鴨は大衆の中で生まれ、民間部門で成長し、民間部門のみに追い返されるのである。

B) 一方で多くの問題が挙げられる

控えめで様々な偏見にも関わらず、文化省は芸術的、経済的、社会的問題をこの領域に挙げている。

芸術的問題

舞台芸術並びに録音された音楽についても、芸術的豊かさや多様性という音楽領域における本質を保つこと。これまで見てきたように、この領域の複雑さは、この目標を実践することは容易ではない。単に文化省内部の抵抗だけではなく、この創造の分野が市場の原理に従っていることや第三者の介在に左右されていることがわかる。成功する音楽形式の再生産を優先させる、この日常的に商業原理と向き合っている領域において、彼らの活動をいくつかの作品かアーティストに集中させることで、独創性ある革新的な生産物が配信されるのであり、それこそが公役務の問題と言えよう。

社会的問題：社会からの強い要望

これまで示した最も大きな理由で、とても逆説的なことではあるが、文化省が最小の関与をしかしていない当該領域は、フランス人の関心が最も高い領域なのである。音楽はフランス人が好む余暇となっており、2005年5月のSofre¹³の調査は、著作権料が示すところを説明しており、それは74%の市民が音楽は彼らの人生において、文学および映画よりも書くことのできないものと評価していることである。とくに歌曲は各人の人生に不可欠なものであり、「芸術的なもの」の伝達に最もよい仲介となっているもののひとつと考えている。

事実、音楽をすることは、芸術活動の第一を構成しており、それは若者だけでなく、大多数の市民や上流階級の人までの好みに応えているのである。加えて、その時々では若者文化に固有な現象として受け取られて出現したものであっても、実は一旦成年を迎えると、世代に関する事柄よりも、世代的な現象であり、それは社会に拡散し続けているという研究も示されている。例えば、ロック音楽は特徴的で、1960年代後半に出現し好みや行動の変化をもたらしたが、その形跡や精神、風俗は残っているのである。

これらから、「現在の音楽」は、一時的で束の間の現象や「若者の」文化として捉えられるべきではない。「現在の音楽」は、個々人それぞれの文化や生きがいや再認識する活動や作品の総体であって、すなわち未来への遺産となるものである。故に、国の公的関与の対象として正当なのである。

経済的問題

舞台芸術及び音楽産業（CD など）の領域は、公的、民間部門が相互に入り組んでいることによって、一貫性があり効果的な公共政策を打ち出すことが困難である。

公的部門は、この分野に直接的な予算措置を行うことより寧ろ、様々な規制（私的コピー、クォータ制度）を乗り越えて、それ自体が一般利益の中心となるような経済的方法をとるべきであることが指摘できる。民間会社は、政府の支援不足を補うような重要な経済的地位を担っているのである。

3) 新たな展望？

文化省の支援は否定しないが、拡大していることもない。

予算計画について、1998年からこの領域に対する予算措置は若干上昇している（毎年100万ユーロ程度増加）が、それでも大変不足している。

文化省は、関係機関や組織（SMAC, le Zénith 等）、ネットワーク、教育活動（国立ジャズオーケストラ、各種団体など）及び滞在型創造活動などを通じたアーティストへの支援といった実践的、革新的活動への支援によってその存在感を保っているが、これらと同様に作品に対しても多様な支援をしている。

2002年には、それまでアソシエーションであった歌曲、ヴァラエティ音楽、ジャズ音楽支援協会が、国の組織として国立歌曲、ヴァラエティ音楽、ジャズセンター（CNV）¹⁴となったのである。しかしながら、そこで徴収し再分配できる予算は、他の同じような国の組織（CNC¹⁵及びCNL¹⁶等）や文化活動を行う民間会社の基金と比べて非常に少ない。

また、「アンブ音楽」に関する国のCA（適性証）やDE（修了証）が発行されるようになったことも挙げられる。

「現在の音楽」地域拠点（SMAC）については、その目的や役割の再定義について目下、複数年の行政契約などの形で協議されており、その進展が期待されている。

ナンシーにおいて発表された2006年から実施される施策について

税制優遇について、フランスにおいて行われたCD、ビデオ制作に関する企業の製作費について20%を控除してきたが、そこにアーティストのキャリア形成に関する経費についても含まれるようにした。IFCIC¹⁷内に特別基金を政府が設置し、音に関する作品の制作者に低利貸出をできるようにしたこと（それまでIFCICは、彼らに対して保障するのみであった）。

国民的議論の場として、「現在の音楽」高等評議会が設置されたこと（2006年10月6日 Renaud

Dnmediu De Vabre¹⁸が発表)。これは 2004 年春に関係団体連盟より要請されていた。設置目的の枠組みは、これらの音楽を地域全体で発展させることに関する提案や、2005 年 7 月 20 日の文書でまとめられた提案などから定められた。高等審議会の位置づけで議論が深められるようになったのである。

暫定的な結論として、この創造的な領域の組織は比較的新しいものであるとしても、すでにこの「現在の音楽」領域に対する施策が講じられてから 20 年が経過しており、畢竟ほとんど何もなかったと言わざるを得ない。そして書籍や映画などの文化産業領域とも比較できるところがないと言えよう。

ここまでの考察で、審議会で述べられた次の内容が再び理解される。「その多様性、その特殊な芸術性や革新性、そして音楽的な美的価値、社会変革との深いつながりに鑑みると、「現在の音楽」は国と同様に地域計画に必要不可欠なものである」

これは、本報告で示した目標であり、文化省による公的関与には、舞台芸術への支援を強化するとともに、異なったジャンルや領域の音楽の間で均衡を図るため、市場の規制や監視が求められる。

E. 結論

単純化するとフランスにおいて、クラシック音楽は音楽市場の 5%を占め、95%の助成金を受けているのに対し、「現在の音楽」は音楽市場の 95%を占め、5%の助成金を受けている。

仮に助成金が市場の均衡を保つ役割を担うとしても、これはとても正常なこととは認められないだろう。しかし、クラシック音楽と「現在の音楽」間を一般に分かつ線は、視座の間違いを示しているとも認められる。それは、「現在の音楽」について、その美的、音楽ジャンル別にみると、ジャズ、電子音響音楽、伝統音楽、世界の音楽（少なくとも世界のある地域の音楽）などは、とても小さな市場の断片を占めているにすぎず、助成金のほんのひとかけらしか受けていないのである。もっとも、今日の市場をより多く占めているジャンル（ポップ、ロックンロール、ラップ、大衆的歌曲）については、アーティストの教育に関する過程と才能の選抜は完全に民間に放任しており、公権力の関与はただ文化的多様性を要請するだけである。

よって本報告書は、包括的で未分化のまま検討されてきた「現在の音楽」に対して、クラシック音楽（これには、古楽、バロック、交響楽、現代音楽などへの助成金の分配について問わなければならないし、CD 市場におけるこれらの異なる領域が占める位置も考慮する必要があるため、複数形を用いている）と同様の助成金を求めるのではなく、アーティストへの支援などによって、聴衆が多様なジャンルの音楽に触れられる機会への不平等を減少させたり、公的資源のより適切な分配によって市場がよりよく循環させたりすることにもつながるのである。

広く共有されるべき以下の 3 点について強く提案する。

- ・「現在の音楽」は、作品や実践の芸術的価値は、クラシック音楽の領域のものと同様である全面的かつ完全に認められること。
- ・「現在の音楽」は、文化に対する公役務という観点から、地方分権、助成対象組織など文化省の政策に組み入れられるべきであること。
- ・生きた音楽は、音楽に関する部門の全体的な視点及び様々な音楽分野間の経済的分析の外で検討されることができない状況であること。

そしてこれらは、4つの主要な目的によって構成されている。

1) 明確化した任務を中心に関係団体を再結集させること

アル・ド・ラ・シャンソン (Hall De la Chanson)¹⁹は、シテ・ド・ラ・ミュージック (Cité De la musique)²⁰に帰属させ、「現在の音楽」情報・資料センター (IRMA) は、その存在と自主性を確認する。CNV は、その徴収と再配分の任務をより拡大し、経済的な情報の収集と再配分にその活動の軸を戻す。またそこでは、官民を問わずしばしば透明性の欠如がみられるが、公共性を確保するために法的な保障と財政の透明性を確保すること。

資金面での支援を行う公的組織は、現在5組織あるものから2組織へ再編成すること。すなわち、FCM²¹、MFA²²、FAIR²³を1組織として、他方はフランコフォンの普及及び輸出の事務局とすること。

2) 関連組織のネットワークを強化すること

規模のある活動は、地域における「現在の音楽」協同基金の創設によって地方自治体と共同して実施できるようになり、それは国と地方自治体が協力して、中央/周辺、都市/農村、パリ/地方というような不均衡を是正するための地域活性を目的として資金を拠出している。

目下、「現在の音楽」地域拠点 (SMAC) においては、一時雇用が多く存在しそれと奮闘している。一般的には、どちらかというとも舞台の提供に対して助成されており、アーティストの選択など創造については、如何なる専門家会議も目的や適切さを保証しておらず、助成要望を受けるだけで、聴衆が最も犠牲になっている。

3) 教育環境を再整備すること

今日まで分かれてきた「クラシック音楽」と「現在の音楽」の学びは、近づけられるし、また近づけなければならない。地域の公立音楽院と民間の教育組織を合併させるということではなく、それらの協力体制や、学習内容を近づけていくことが奨励される。ヴァラエティ音楽のスタジオは、その継続教育に対する任務が異論のないところであり、入門教育から高度な段階の教育までできるよう、再度その活動を検討すべきである。

4) 音楽関連産業における規制を取り入れること

舞台及び独立系レーベルという最も脆弱な音楽チェーンについて、一極集中の是正、規制や税徴収の強化を図るべきである。ここで提案する基準の一つの側面は、3つの音楽関連産業における関係についてである。もう一方は、CNVによって徴取されている税の基準と再配分についてである。これについては、音楽分野として一元管理する国立音楽センター (CNM²⁴) を創設し、映画及び視聴覚については、国立映像センター (CNC²⁵) が担うべきである。

ここで提案した課税基準は、法律によるものである。これは、3つの音楽関連産業における関係の規制を促すものである。これらの大部分は、規則によるものであるが、それは関係者組織とともに深められたものではないのである。報告者は、これらについて現内閣の任期中に採択できうる日程であると認識している。

しかしながらそのためには、行政及び政治の責任者のように、責任ある関係者の批判的検討にも供し、概略を示す必要があるように思われる。

本報告を取りまとめて、ひとつの疑問がおかれる。それは、「現在の音楽」と「クラシック音楽」の区別は、政策の実行に当たり未だに的確な観点なのであろうか。恐らくまだあと数年はそうかもしれない。しかし概念的な観点による区別の部分的な再検討は、筆者はこの提案が今後もなされることを望み、もしそうされるなら、いつの日にか、この区別がすべての実践活動で「浜辺の砂で描かれた顔のように」²⁶消えていくであろう。

注

- 1 本報告書をはじめ、「現在の音楽」に関する領域において、Chanson と表現されるものを示している。フランス語で Chanson という「歌、歌謡、シャンソン、曲」などを示すが、「現在の音楽」の領域においては、主に大衆的に支持されている歌曲を示していると考えられる。しかしながら、文章や組織の名称においては、単に Chanson と表記される場合が多く、そこには大衆的に支持されているもののみを対象にしているのではないという意味が込められていると解したため、本文の翻訳に当たっては、Chanson を「歌曲」とした。
- 2 これらフランスにおける「現在の音楽」政策の主要な動きについては、永島茜「フランスの『現在の音楽 (musiques Actuelles)』にみる音楽政策の在り方」『音楽芸術マネジメント』第6号、2014年、pp.49-58.を参照。
- 3 1994年に、それまでの「ジャズセンター」、「伝統・世界の音楽センター」、「ロック、歌曲、ヒップホップ、電子音楽センター」を統合して創られたアソシアシオンである。「現在の音楽」に関する情報・資料提供のほか、教育活動も行う。
- 4 1998年に文化省通達によって創設された組織で、地域における「現在の音楽」活動支援を行うほか、新人アーティストの発掘やデビューまでも支援する。
- 5 「現在の音楽」を中心として放送するラジオ放送局である。
- 6 ミッテラン大統領のもと、1981-86年、1988-92年にかけて文化大臣を務め、その文化政策が注目される。
- 7 1981-86年にかけて文化省音楽舞踊部長を務める。雑誌 *le nouvel observateur* (ル・ヌーヴェル・オブセルヴァトゥール) 誌において、音楽評論活動を行っていた。
- 8 1988-91年にかけて、文化省音楽舞踊部長を務める。著書 *la comédie de la culture*, seuil, 1993 において、ジャック・ラングの文化政策を批判している。
- 9 Fonds d'action et d'initiative rock.
- 10 Association des festivals innovants en jazz et musiques actuelles ジャズ及び「現在の音楽」関連のイベント団体連盟
- 11 Fédération des lieux de musiques actuelles et amplifiées 「現在の音楽」に関するコンサート会場連盟
- 12 Fédération nationale des écoles d' influence jazz et musiques actuelles ジャズ及び「現在の音楽」に関する教育機関連盟
- 13 Société française d'enquêtes par sondages
- 14 Centre national de la chanson, des variétés et du jazz
- 15 Centre national de la cinématographie
- 16 Centre national du livre
- 17 Institut pour le financement du cinéma et des industries culturelles ; 映画及び文化産業に対する支援を行うための基金である。
- 18 当時の文化大臣である。
- 19 1990年に文化省及び著作権協会 (SACEM) の支援を受けて創設されたアソシアシオンである。
- 20 1995年に創設された、文化省公施設法人で音楽研究、教育活動を行い、コンサートホール、音楽博物館などを有するほか、サルプレイエル (コンサートホール) の運営も手掛けている。
- 21 Le fonds pour la création musicale ; 著作権、著作隣接権関連団体を再編して創られた音楽創造のための支援基金である。
- 22 Musique française d' Aujourd' hui ; 1978年に文化省、ラジオフランス、著作権協会の主導のもと、音楽出版社が協力して創られた組織で、ジャンルを問わず CDなどを制作している。
- 23 ロック活動基金 ; 「現在の音楽」領域のアーティストの活動支援をする団体である。
- 24 Centre national de la musique ; なお、設置が具体化されていたが、結局取りやめとなった。
- 25 Centre national du cinéma
- 26 Michel foucault, *Les mots et les choses*, Gallimard, 1966.の最後の文章からの引用と考えられる。